

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	こども家庭センター母子保健担当室

契約業者名・住所	社会福祉法人 松戸市社会福祉協議会 松戸市上矢切 2 9 9 番地の 1
工事等の名称	松戸市養育支援訪問事業委託
工事等の場所	市が指定する場所
種 別	業務関係委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日
契約金額	12,820,000 円
工事等の概要	養育支援訪問事業業務
随意契約の理由	養育支援訪問事業は、子ども子育て支援法の「地域子ども・子育て支援事業」として、保健師・助産師・保育士等の有資格者が、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、適切な養育を確保するために相談、支援等を実施する事業である。 本市において、当該事業を実施する事業者については、豊富な専門的知識と高い援助技術を持つ有資格者を備え、なおかつ社内研修により当該事業の目的や趣旨を理解した一定以上の質を有する従事者を確保し、市内全域において出産直後の支援が可能であるとともに、多岐にわたる支援内容に対するマッチングが可能な経験豊富な調整アドバイザーを有し、個人情報の保護について本市と同等の対応が可能であることが必要不可欠である。 「社会福祉法人松戸市社会福祉協議会」は、以上の要件を満たしていることに加え、「まつどファミリー・サポート・センター業務」を着実に運営している実績を持つなど、当該事業を委託するにふさわしい唯一の団体であることから、契約にあたり競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により 1 者での随意契約とする。

